

保険料の年金天引きについて

令和2年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納入されていましたが、令和3年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安

	75歳になってはじめての
6月1日～10月2日に75歳になった方	4月の年金からの天引きに変更
10月3日～12月2日に75歳になった方	6月の年金からの天引きに変更
12月3日～2月2日に75歳になった方	8月の年金からの天引きに変更
2月3日～5月31日に75歳になった方	10月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方

- 年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- 介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の2分の1を超えない方

年金天引きから口座振替に変更する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は「支払方法変更申出書」の手続きが必要です。
- 手続きは随時受け付けていますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合があります。希望される方は早めに手続きをしてください。（例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要）

【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】

※国民健康保険税を口座振替納付していても引継がれません。改めて、「後期高齢者保険料」の口座振替の手続きが必要です。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

給与所得者の確定申告

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ①給与の収入金額が2000万円を超える方
- ②1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ④ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

令和2年分の確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和2年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和3年2月16日（火）から同年3月15日（月）までです。還付申告については、令和3年2月15日（月）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では申告および申告書の受付を行っていません）。

確定申告書は、パソコンやスマホで作成できます！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは、ICカードリーダーをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォンまたは、ICカードリーダーをお持ちでない方でも、「e-Tax」をご利用できます。

なお、作成した申告書は印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp> ～